

2025 年 10 月 8 日

各 位

上 場 会 社 名 N A N O M R N A 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 秋永 士朗
(コード番号：4571)
問合せ責任者 執行役員 CFO 藤本 浩治
(TEL. 03-6432-4793)

SBI 証券・SBI 新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、
会社分割によるホールディングス体制への移行（当社特定子会社の設立）、
定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定
並びに

第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」又は「割当予定先」といいます。）及び SBI 新生企業投資株式会社（以下「SBI 新生企業投資」といいます。）と業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行い投資事業に参入することを決定いたしました。

これに伴い、当社は会社分割によってホールディングス体制へ移行するとともに、2025 年 10 月 8 日付で SBI 証券及び SBI 新生企業投資との間で業務提携に関する覚書を締結し、両社と共同して投資事業を推進してまいります。

ホールディングス体制への移行のため、当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 4 月 1 日を効力発生日（予定）とする新設分割（以下「本会社分割」といいます。）及び定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）について決議し、定款の一部変更について、2025 年 12 月 11 日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）（注）に付議することを決議いたしました。これに伴い、当社は、本臨時株主総会の承認を条件として、2026 年 4 月 1 日付で「Nano Holdings 株式会社」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、当社の創業事業（以下「本事業」といいます。）の権利義務について、新設分割設立会社となる NANO MRNA 株式会社（当社特定子会社）（以下「新設会社」といいます。）に承継させることを予定しております。本臨時株主総会招集のための基準日設定等につきましても本日開催の取締役会にて決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、本会社分割は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

（注）2025 年 12 月 11 日開催予定の本臨時株主総会の詳細については、決定次第、別途お知らせいたします。

さらに、今後の投資事業参入のためのファイナンス面からの裏付けとして、第 22 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といいます。）を第三者割当により発行し、金融商品取引法による届出の効力発生效后に、下記の内容を含む第三者割当契約を締結すること、及び無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 当社の投資事業への参入及び投資対象

当社が 2025 年 12 月 12 日（予定）より新たに参入する投資事業において、その投資対象は、①未公開企業、及び②企業の部門カーブアウトとすることを予定しております。

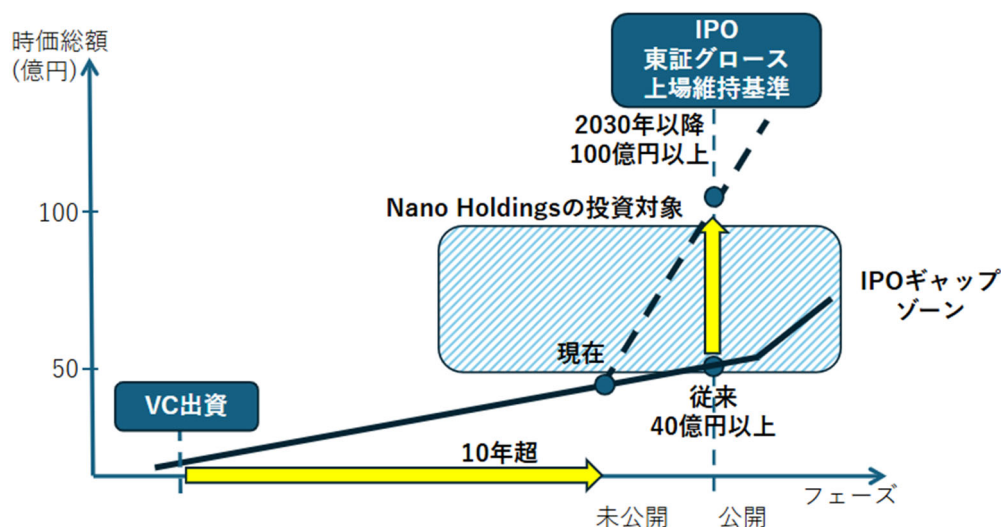
① 未公開企業

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）は、2030 年に向けてグロース市場の上場維持基準を、上場 5 年経過後から時価総額 100 億円以上（現行は上場 10 年経過後から時価総額 40 億円以上）へと見直す方針を示しております（東京証券取引所上場部 2025 年 4 月 22 日付け及び同年 7 月 9 日付け「グロース市場における今後の対応」参照）。この方針によって投資家の投資行動に影響が生じ、未公開のバイオベンチャーにおいて、開発パイプライン（注 1）が進捗して製品化が近付いているにもかかわらず、資金調達に困難を生じる状況が今後現出されるものと予想されます。

当社は、こうした資金調達が困難ではあるが優れた技術やビジネスモデルを持つ企業を、当社の株式を対価として提供する株式交付等の方法によって当社グループに取り込んだ上で、こうした企業に資金供給を行うことで、多くの企業のバリューアップが可能であると考えております（図 1）。また、単独のパイプラインや技術だけでは上場要件を満たさない企業を数社合併させることにより、上場要件を満たして IPO を目指す戦略も採っていきます。

（注 1）開発パイプラインとは、医薬品としての承認を得るために、臨床試験等の開発を進めている医薬品候補化合物（新薬候補）のことをいいます。

（図 1） Nano Holdings の未公開企業投資対象



② 企業部門のカーブアウト

当社は未公開企業のみならず、様々な業界の既存企業のカーブアウト（図 4）も投資対象といたします。多くの企業において、製品や技術的には研究開発段階では成功したにもかかわらず、本業とのシナジーがなく親和性が薄い領域であることや、業界との関連性・経験の不足、規模感のミスマッチ等々様々な理由で事業化やビジネス化に至らないテーマや案件が埋もれています。このようなノンコア事業を当社の株式を対価として提供する株式交付等の方法により当初企業からのカーブアウトによって取得し、ハンズオン（注 2）で経営的支援を行って、例えば、当社の持つ RNA 医薬の知見やノウハウと、他社が持つ技術や強みを融合させ、革新的な医薬品を開発するなど、当社が持つアセットとのマッチング等バリューアップを図り、EXIT としての IPO を目指す、あるいは、当社のアセットへの積極的取り組みを行っていきます。

（注２）ハンズオンとは、単に資金を提供するだけでなく投資先に対して積極的に関与し、経営戦略の策定や実行、事業開発、人材採用などの経営支援やアドバイスを行うバリューアップ手法です。

なお、当社は、当該事業のために当社が新設する子会社（Nano Bridge Investment 株式会社）設立の資本金を出資いたします。また、同社が SBI 新生企業投資と共同で設立するファンドへの出資に用いる資金については、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

II. SBI 証券及び SBI 新生企業投資との業務提携（本業務提携）

当社は、東京証券取引所上場部 2025 年 4 月 22 日付け及び同年 7 月 9 日付け「グロース市場における今後の対応」を踏まえ、今後の成長戦略について SBI 証券及び SBI 新生企業投資と協議した結果、当社は SBI 証券及び SBI 新生企業投資と業務提携（本業務提携）を行うことにいたしました。両社は、当社の戦略に共感し、より多くの優れた企業の成果を、多くの方々に届けて社会貢献することができると考え、上記の投資戦略を実行するために、共同で投資事業を推進することを決定いたしました。

SBI 新生企業投資が持つ投資先の企業に対するネットワークや、SBI 証券が持つ IPO 支援を通じた数多くの未公開企業に対するネットワークがあるところ、それらを通じて当社が新たに開始する投資事業の投資先のソーシングに協力し、IPO を支援するなどの EXIT も支援していただくことを期待しております。また、今回、当社の投資事業に必要となる資金調達である本新株予約権及び本社債のいずれについても、SBI 証券にすべて引き受けていただくことを予定しております。加えて、当社は、今後、当社の新設する投資会社である下記の NBI を通じて、SBI 新生企業投資と共同してファンド運営を行うことを予定しております。

本日付で当社が SBI 証券及び SBI 新生企業投資との間で締結した業務提携に関する覚書には、SBI 新生企業投資又は同社の関係会社がファンドに無限責任組合員として参画し、ファンド運営を支援すること、また、SBI 証券は当社のファイナンス支援及びファンドの投資候補企業の紹介を行うこと、また、三者は新たな協業・連携の検討及び推進を行うことに合意しており、本合意をもとに 2025 年 12 月 11 日に開催予定の臨時株主総会後速やかに下記の投資会社（NBI）及びファンドを設立することを目指し準備を進めてまいります。

ファンドに関しては、SBI 新生企業投資と、当社が新設する子会社（Nano Bridge Investment 株式会社）（以下「NBI」といいます。）が、共同でファンドを設立し、外部投資家の資金も募集しつつ、当社グループと SBI 新生企業投資が共同でマネジメントする予定です。ファンドサイズは当面 100 億円を目標にしております。

SBI 証券及び SBI 新生企業投資との業務提携（本業務提携）により、両社が持つ資金力、広範な金融インフラ及びネットワークと、当社の創業・科学的知見の相乗効果を生み出し、当社の投資事業を強固なものとしします。具体的には、当社グループと SBI 新生企業投資がいずれもファンド運営者（ゼネラル・パートナー（GP））を務め、共同でファンドを運営する Co-GP ストラクチャーを構築し、連携して、SBI 新生企業投資のネットワークを活用した有望な投資先の発掘（ソーシング）及び当社グループへの参画を実施します。また、SBI 証券を通じた投資先の IPO 支援を得られることは、東京証券取引所上場部 2025 年 4 月 22 日付け及び 2025 年 7 月 9 日付け「グロース市場における今後の対応」を踏まえた対応の一つ

として、投資先の EXIT 戦略の成功確率を高めることが期待されます。

(業務提携先の概要)

①株式会社 SBI 証券

(1) 名称	株式会社SBI証券		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	54,323百万円 (2025年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,632,161株 (2025年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,021名 (連結、2025年3月31日時点)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	SBI証券は、2025年9月30日現在、当社の普通株式を1,027,138株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2023年3月期 (連結)	2024年3月期 (連結)	2025年3月期 (連結)
連結純資産	248,063	259,862	255,860
連結総資産	5,074,684	6,574,432	7,125,367
1株当たり連結純資産(円)	70,063.06	70,099.52	68,940.70
連結営業収益	175,053	203,398	238,867
連結営業利益	62,130	68,686	77,128
連結経常利益	60,951	69,553	76,625
親会社株主に帰属する当期純利益	41,467	47,381	47,865
1株当たり当期純利益(円)	11,951.70	13,340.34	13,178.15
1株当たり配当金(円)	10,550.16	15,645.12	13,765.91

②SBI 新生企業投資株式会社 (注1)

(1) 名称	SBI 新生企業投資株式会社
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 植坂 謙治

(4)	事業内容	プライベートエクイティ業務		
(5)	資本金	50百万円（2025年3月31日現在）		
(6)	設立年月日	2012年11月		
(7)	大株主及び持株比率	SBI PE ホールディングス株式会社 100%		
(8)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(9)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期		2023年3月期 (連結)	2024年3月期 (連結)	2025年3月期 (連結)
連結純資産		1,184	1,287	1,250
連結総資産		5,337	3,845	3,664
1株当たり連結純資産(円)		1,184,722	1,287,578	1,250,208
連結営業収益		1,028	846	766
連結営業利益		365	6	△101
連結経常利益		374	46	△100
親会社株主に帰属する当期純利益		242	102	△37
1株当たり当期純利益(円)		242,291	102,856	△37,370
1株当たり配当金(円)		0	0	0

Ⅲ. 当社プラットフォームの投資計画

当社は、新たな投資事業に関し、今後、年間で数件の投資を行うことを目標に進めていく予定であり、3年程度をめどに EXIT を達成して新たなキャッシュフローを創出するビジネスプランを立てております。この戦略は、一般にスイングバイ IPO と呼ばれる手法です（注）。

（注）スイングバイ IPO とは、未公開企業が一度上場企業の傘下に入り、その支援を受けて成長した後、に独立して、IPO（新規株式公開）を果たすという上場戦略をいいます。

なお、投資前においては、事業計画の実現可能性を精査した上で投資意思決定を行い、投資後においては、定期的なモニタリングを実施する等リスク軽減に努めてまいります。投資リスクは完全に回避できず、投資の一部又は全部が損失となることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社が NBI を通じて行う新たな投資事業は、これまで 29 年間にわたり培われた当社のヘルスケア領域での専門性を活かしつつ、それに留まらず SBI 証券及び SBI 新生企業投資の金融ノウハウを活用し、両者を融合させたハイブリッドなプラットフォームへと、当社が変容することを目指すものです。当社プラットフォームによる投資計画は、主に以下の 2 つから構成されます。

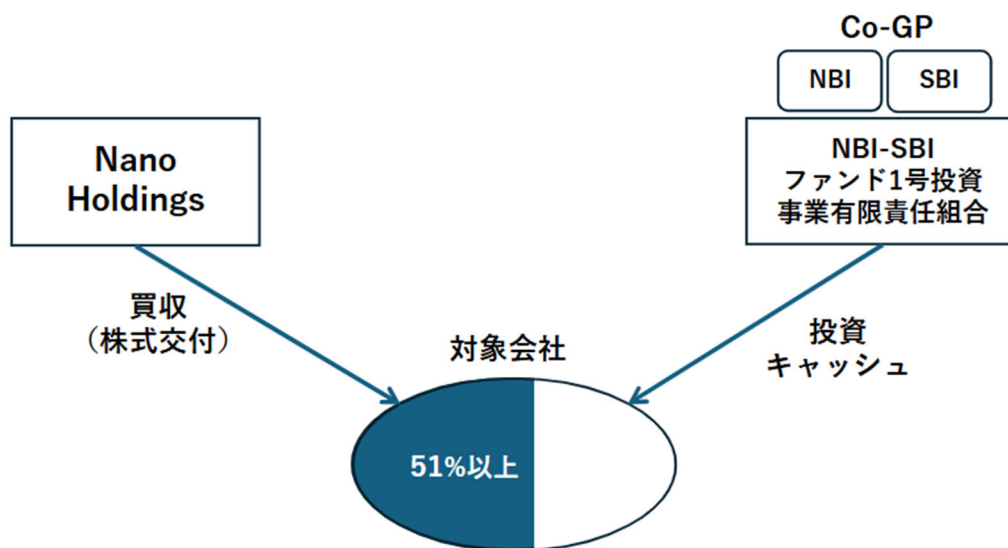
- 自社株式を活用した M&A：有望なバイオベンチャーを、プラットフォームである当社の自社株式を対価として買収する手法（株式交付等）を、積極的に活用します。この手法は、多額の現金を必要とせず、手元資金を温存しながら事業ポートフォリオを効率的に拡大できる利点を持ちます。特に、非上場スタートアップの創業者や株主にとっては、流動性の低い非公開株式を、上場企業であり、取引額も大きい当社の株式という流動性の高い資産に転換できるというメリット

があります。

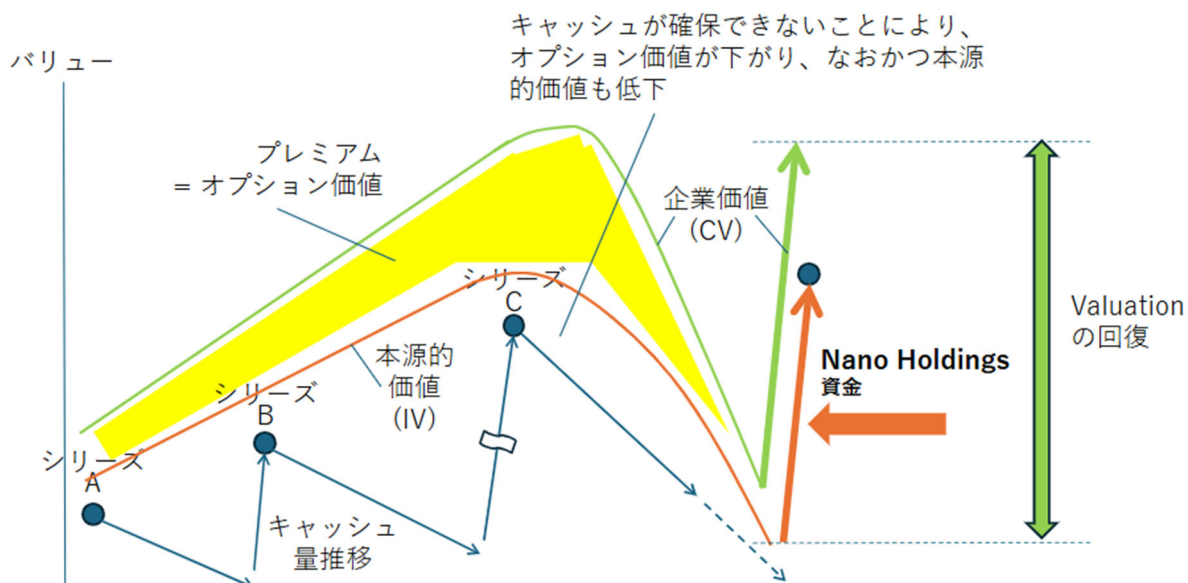
- 共同ファンドによる投資：今回ファイナンスした資金は、当社グループと SBI 新生企業投資が共同で運用するファンドに拠出し、同ファンドを通じて、未公開企業に対し、必要な資金を投資していきます（図2）。また、外部の機関投資家や事業会社から同ファンドに投資する資金を募り、これにより、レバレッジを効かせ、当社単独で行うよりもより大規模な投資機会を追求することができると考えております。（図2及び図3）

当社の新たな投資事業は、上記のように個別の対象会社の状況に応じて多様な資金調達手法を駆使することで、投資から原則3年以内の M&A 又は IPO による EXIT と、それに伴うキャッシュフローの創出を目指します。

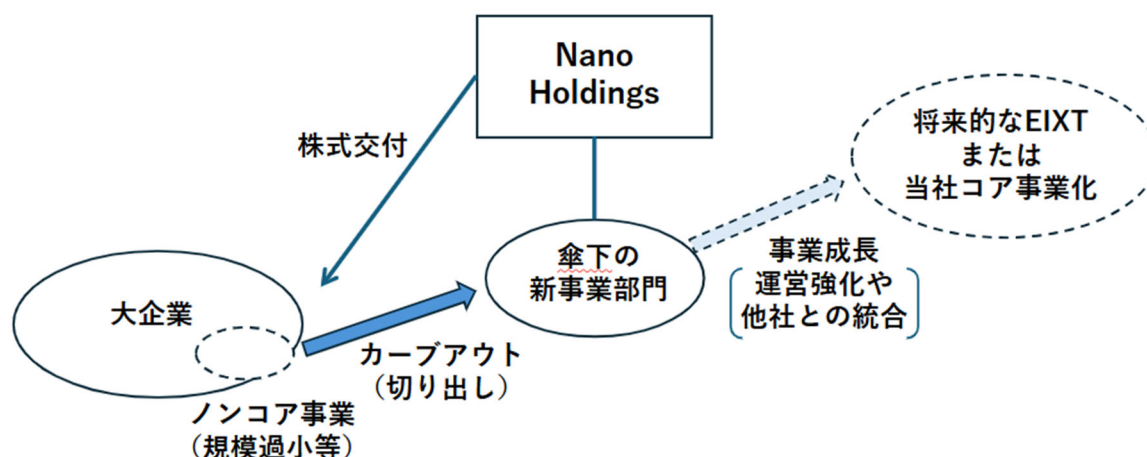
（図2） Nano Holdingsの未公開企業投資の仕組み



（図3） Nano Holdingsが狙う未上場企業への投資イメージ



(図4) 企業からの事業カーブアウト



IV. 当社の投資事業の人的体制

当社は新たに投資事業を推進するに当たり、代表取締役社長 CEO である秋永士朗をはじめとした製薬企業で研究開発に従事した経験を持ち、創薬ビジネスに通暁したメンバーが、以下に示す科学的な評価 (Scientific Due Diligence) を行うとともに、新たな人材を据えてビジネスに当たります。

<Scientific Due Diligence の内容>

大枠	カテゴリー	重要性	必須項目	重要ポイント
Science	1 サイエンス・技術 DD	技術・パイプラインの実現可能性、独自性、競合優位性を評価	創薬候補の詳細評価、基盤技術の独自性、研究体制、共同研究・ライセンス契約	専門家による多角的評価、ネガティブデータの確認、動物実験の倫理遵守
	2 臨床開発・薬事 DD	臨床開発と薬事承認に関するリスク評価	臨床試験の進捗・結果、薬事戦略、競合薬との比較	CROの品質管理、統計専門家の意見、規制当局の動向把握
	3 知的財産 DD	特許・ノウハウの網羅性、有効性、侵害リスクを評価	特許ポートフォリオ、ノウハウ管理、商標・著作権	パテントマップ、ライセンス契約の精査、係争リスクの評価
	4 商業 DD	市場性、成長性、競争環境を評価し収益見込みを検証	市場規模、競合分析、販売網、参入障壁、SWOT 分析	市場調査、KOLヒアリングによる価値評価
	5 製造・SCM DD	製造能力、品質管理、供給体制を評価	製造技術、GMP遵守、原材料調達、品質管理、CMO評価	GMP監査、スケールアップの可能性

具体的には、飯野智氏をチーフ・インベストメント・オフィサー (CIO) として招聘し、新設する投資会社である NBI の代表取締役社長に選任する予定です。飯野氏はベンチャーキャピタル (VC) 及びプライベート・エクイティ (PE) 業界において、25 年のトラックレコードを誇る日本有数のファンドマネージャーであり、高い投資実績を残しています。同氏は、1990 年代、株式会社日立製作所で当時勃興期にあったシリコンバレーのハイテクベンチャーを中心に数多くの海外企業との技術ライセンス・アライアンス業務に従事した後、2000 年に CSK ベンチャーキャピタル株式会社に転籍、以降まだ黎明期にあった日本のバイオベンチャーへの創業期からの投資をリードすると同時に、米国・イスラエル・韓国等のグローバルベンチャー投資も統括した経験を有するため、国内外に強いネットワークを持っています。2010 年に、株式会社ウィズ・パートナーズ (以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。) に創業メンバーと

して参画してからは、同社取締役 COO 兼 CIO として転換社債・新株予約権を使用して上場ベンチャー企業をバリューアップするというユニークな投資手法を編み出し、優れた投資パフォーマンスを実現しました。近年ではこれに加え、武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」といいます。）の湘南研究所からカーブアウトした創薬研究 CRO のアクセリード株式会社（以下「アクセリード」といいます。）など、大型投資案件も手掛けてきました。

次に、富所伸広氏を新たにチーフ・グロース・オフィサー（CGO）に据え、投資した会社のバリューアップ及びカーブアウト戦略を中心に担当する責任者に選任します。富所氏は、日東電工株式会社（以下「日東電工」といいます。）で多くの重要なポジションを歴任し、最後は代表取締役専務を務めました。同社のディスプレイ材料事業が、数億円規模の導入期から数千億円規模の同社の主力事業になるまでの大成長を牽引してきたリーダーであり、業界が成熟期を迎えた以降も、社会の変化に応じて、事業の技術革新や構造改革のみならず、競合も含めたサプライチェーンとの協業や変革、インタンジブルアセットのキャッシュ化等、常に新しい戦略にチャレンジし、同事業の高い収益率を維持してきた経営者です。また、常に業界を俯瞰しながら顧客やサプライヤーと共に成長を目指す姿勢は、内外の多くの業界関係者からも支持を受け、今もなおグローバルなネットワークを有しております。日東電工退社後は、アクセリードの CEO も務め、製薬業界にもそのネットワークを広げております。富所氏には、これらネットワークも総合的に活用し、将来的には当社グループの投資ポートフォリオをヘルスケア以外の分野にも大きく拡大させていくことが期待されております。

また、当社のファウンダーであり特別顧問の中富一郎氏は、新たにチーフ・ネットワーク・オフィサー（CNO）に就任いたします。同氏は、自らの米国 NASDAQ と東証マザーズへの IPO 経験を活かし、会社のビジョンや理念を社内に浸透させ、株主の視点から投資の是非を判断し、また、多くの製薬会社のトップとの綿密なネットワークを通じ、当社の既存事業及び投資先の企業のバリューアップに貢献していきます。中富氏は、国内外の製薬企業やバイオベンチャーにおける提携など事業開発の豊富な経験を有しており、最近では特許や商標などの知的財産のオーナーや支援機関からなる国際ライセンス協会 Licensing Executive Society International（世界から 6,500 名以上のメンバーからなる）の会長を務めました。

（注）Chief Growth Officer | 最高成長責任者とは、企業全体の成長を目標とし、マーケティング、セールス、研究開発、財務などあらゆる部門を横断した長期的なビジョンと成長戦略を策定し、その実行に責任を持つ役職です。

（注）Chief Network Officer | 最高ネットワーク責任者とは、企業の外部ネットワークを構築・管理し、顧客、パートナー、投資家、政府機関などの関係者との戦略的関係を築き、ビジネスチャンスを創出する責任者です。近年、企業活動におけるネットワークの重要性が高まる中、CNO は経営戦略の中核を担う重要な役割を担っています。

また、創薬事業に通暁したメンバーは、以下の構成となっております。

代表取締役社長 CEO 秋永士朗

協和発酵工業株式会社にて、主任研究員、創薬研究本部がん領域研究責任者及び国際臨床開発部長を歴任。2008 年の合併（現協和キリン株式会社（以下「協和キリン」といいます。）創設）後、がん臨床

開発部長、執行役員・国際開発統括及びフェローを歴任。主たる業績は、抗 CCR4 抗体モガムリズマブの国内での成人 T 細胞白血病・リンパ腫、T 細胞リンパ腫での臨床開発及び承認取得。海外での CTCL 臨床開発（後に承認取得）。2017 年よりアキュルナ株式会社取締役 CSO、2018 年同代表取締役・CEO、2020 年より当社取締役・研究開発本部長 CSO。2022 年より当社代表取締役社長 CEO

研究開発本部長・執行役員 CDO 中島大輔

協和キリンにて約 30 年にわたり、創薬研究、グローバル臨床開発、がん研究開発の統括及び開発全般のマネジメント等の業務に従事。がん及びそれ以外の疾患における開発戦略策定、導入評価等において中心的な役割を果たす。米国駐在経験もあり、グローバルな開発マネジメント経験を豊富に有する。2023 年より、当社執行役員研究開発本部長 CDO として、当社の研究開発を主導。

IPG ユニット長(研究所長)・執行役員 CSO 白石紀彦

協和キリン株式会社で約 25 年にわたり、創薬研究、グローバル臨床開発及びプロジェクトマネジメント、経営戦略企画等の業務に従事。特に、がん領域を中心とした臨床開発をリードし、投資案件における選定や評価を経験。2023 年に当社入社。執行役員 CSO として、RNA 医薬品の研究部門の中核を担う。

フェロー 内藤健一郎

武田薬品工業にて、約 30 年にわたり、抗がん剤の創薬研究、研究開発計画の立案に携わる。研究戦略部門では、医薬研究本部全体の短中長期戦略・計画の立案や研究ポートフォリオの再編などに従事。事業開発面においては、M&A、製品や技術の導入の際の評価や選定等を行う。2014 年に当社入社。研究部長として研究部門を統括し、2024 年よりフェロー。

V. 既存の創薬事業の企業価値向上

当社の現行の RNA 創薬ビジネスに関しては、公表済みの NANO mRNA 2.0 構想（2025 年 6 月 27 日付け当社「事業計画及び成長可能性に関する事項」参照）に準じて、創薬及びプラットフォームビジネスを推進し、同時に先行するパイプラインの臨床（POC（注））取得を更に加速します。さらに、RNA 創薬とそれに関連するプラットフォーム技術を強化する目的で、有望な技術あるいはパイプラインを持つバイオベンチャー企業との統合などにより、企業価値向上を目指してまいります。

当社の事業活動の成果として、臨床開発パイプラインでは、名古屋大学との共同開発を進めている膠芽腫治療薬候補 TUG1 ASO の第 1 相試験が昨年 2 月に開始され、既に 4 段階の投与レベル中のレベル 4 の段階まで進んでおり、その途中経過については年内にも学会での発表が予定されております。

また、東京科学大学と当社子会社の株式会社 PrimRNA（以下「PrimRNA」（呼称「プライム・ルナ」）といいます。）が共同で進めている RUNX1 mRNA は、変形性膝関節症を対象とした豪州での第 1 相臨床試験の開始に向け、試験計画を HREC（Human Research Ethics Committees：人を対象とする研究倫理審査委員会）へ申請、2025 年 9 月に承認され、今後、豪州規制当局 TGA（Therapeutic Goods Administration）に本治験を登録し、第 1 相臨床試験を開始いたします。

mRNA 医薬開発パイプラインでは、千寿製薬株式会社との眼科領域の共同研究が最も順調に進んでおり、年度内には開発候補化合物が選定される予定です。さらに、NANO mRNA 2.0 構想に沿って、次世代抗体医薬である mRNA-encoded 抗体の開発を進めており、本年 8 月 27 日には、日本の抗体創薬バイオベンチ

ヤーの代表格である株式会社カイオムバイオサイエンスとの協業を発表しました。また、新世代創薬技術として世界的な注目度が高い In Vivo CART 開発に向けた技術開発にも着手しており、協業の可能性を検討中です。

当社は、投資事業への参入後は、これまでの RNA 創薬及びプラットフォームビジネスを更に発展させると共に、将来的にグループに参画するバイオベンチャー企業などとの協業あるいは合併・買収によるシナジー効果を追求し、RNA 創薬及びそのプラットフォーム技術を別次元へと発展させて参ります。この戦略は、「高い成長を目指すスタートアップが活用し、投資者にとって魅力ある市場となるよう上場前から上場後にかけて継続的に高い成長に向けて取り組む」という東京証券取引所の方針にも合致しております。同時に多くのバイオベンチャー等に成長の機会と資金を提供し、一体となってバイオ・ヘルスケア産業全体の成長に貢献するという、戦略的かつタイムリーな事業機会を捉えるものです。

(注) POC (Proof of Concept : プルーフ・オブ・コンセプト) とは、創薬コンセプト、すなわち研究開発中の新薬候補の有用性・効果が、動物試験もしくは臨床試験において実証されることをいいます。

VI. 投資事業を推進するプラットフォーム体制構築に向けたホールディングス化

1. 会社分割によるホールディングス体制への移行の目的

当社は、新たに投資事業への参入を図るためにホールディングス体制に移行し、当社（ホールディングス体制への移行後の商号は「Nano Holdings 株式会社」）は持株会社として外部資金の受け入れとポートフォリオ企業への投資及びシナジー創出の役割を担います。当社の持株会社としての役割は、グループが有する人的物的資源を最適化し、グループ全体の持続的成長と企業価値向上を図ることにあり、その目的のため、持株会社である当社は事業戦略及び財務戦略の立案を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。これに対し、持株会社傘下のグループ各社においては、独立した企業として創薬に向けた研究開発と製品化に向けた取り組みを自立的に展開することを目標とし、グループ全体での企業価値の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

本会社分割計画承認の取締役会決議日	2025年10月8日
本会社分割の効力発生日	2026年4月1日（予定）

※本会社分割は、会社法第 805 条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を本事業の承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の 100%子会社となる予定です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式 100 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、本事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち新設分割計画において定めるものを当社から承継いたします。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとします。また、本事業に従事する従業員との雇用契約は新設会社に承継せず、当該従業員は、当社から新設会社に出向し、本事業に従事します。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日後において、新設会社が負担すべき債務についてその履行の見込みに問題はないものと判断しております。

3. 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社（当社） (2025年9月30日現在)	新設会社 (2026年4月1日予定)
(1) 名称	NANO MRNA株式会社 (2026年4月1日付でNano Holdings株式会社 に商号変更予定)	NANO MRNA株式会社
(2) 所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号	東京都港区愛宕二丁目5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 秋永 士朗	代表取締役社長 秋永 士朗
(4) 事業内容	医薬品などの研究開発及び製造	医薬品などの研究開発及び製造
(5) 資本金	260百万円	90百万円
(6) 設立年月日	1996年6月14日	2026年4月1日
(7) 発行済株式数	71,981,758株	100株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び 持株比率	セントラル短資株式会社 2.27% 株式会社SBI証券 1.43% 中富一郎 1.19%	Nano Holdings株式会社 100.0%

※ 新設会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

(10) 分割会社の直近事業年度の経営成績及び財政状態

決算期	2025年3月期
連結純資産	2,739,830
連結総資産	3,996,884
1株当たり連結純資産(円)	38.59
連結売上高	108,516
連結営業損失(△)	△755,349

連結経常損失（△）	△687,546
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△835,380
1株当たり連結当期純損失(円)	△11.85
1株当たり配当金(円)	0.00

（単位：千円。特記しているものを除く。）

4. 分割する事業部門の概要

（1）分割する事業の内容

創薬事業

（2）分割する事業の経営成績

（2025年3月期）

売上高	108,516千円
売上総利益	78,166千円
営業損失	▲329,993千円
経常損失	▲329,993千円

（3）分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2025年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	608,408千円	流動負債	286,391千円
固定資産	7,279千円	固定負債	0千円
合計	615,687千円	合計	286,391千円

（注）実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本会社分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

5. 本会社分割後の状況

本会社分割後の当社の所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。なお、当社の商号については「8. 定款の一部変更について」に記載のとおり、本臨時株主総会の承認を条件として、2026年4月1日付で「Nano Holdings 株式会社」へと変更し、事業の目的をホールディングス体制における持株会社として適切なものに変更を行う予定であります。これらの変更は、当社グループが今後進める投資事業への参入を前提として、当社はプラットフォームとして機能するための基盤整備であると位置付けており、持続的な成長を実現する企業体制の確立に必要であると考えております。

本会社分割後の新設会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

6. 今後の見通し

新設会社は当社の100%子会社となる予定であるため、本会社分割が当社の当期業績に与える影響は、軽微なものを見込んでおります。

7. 商号の変更について

（1）変更の理由

当社の持株会社体制への移行に伴い、商号変更を行います。

(2) 新商号 (英文表記)

Nano Holdings 株式会社 (英文表記 : Nano Holdings, Inc.)

(3) 変更予定日

2026 年 4 月 1 日

※本商号変更は、2025 年 12 月 11 日開催予定の本臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

8. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記記載の持株会社体制への移行及び商号変更を行うため、現行定款の第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現在の定款	変更案
第 1 条 (商号) 当社は、<u>NANO MRNA 株式会社</u>と称し、英文では、<u>NANO MRNA Co., Ltd.</u>と表示する。 第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託 2 医薬品、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務 3 医薬品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売 4 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造 <u>5</u> 上記に関連する一切の業務	第 1 条 (商号) 当社は、<u>Nano Holdings 株式会社</u>と称し、英文では、<u>Nano Holdings, Inc.</u>と表示する。 第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託 2 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務 3 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売 4 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造 <u>5 有価証券の取得、保有及び運用</u> <u>6 投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合の財産の運用及び管理</u> <u>7 投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合の持分の私募</u> <u>8 投資先への経営及び技術の指導</u> <u>9</u> 上記に関連する一切の業務

（３）定款変更の日程

本臨時株主総会開催日は2025年12月11日を予定しておりますが、日程、招集及び本定款の一部変更以外の議案については決定次第開示いたします。

（４）補足事項

①商号変更に伴う住所、電話番号等の変更はございません。

②商号変更後も契約主体である会社の法人格の同一性は維持されます。「NANO MRNA 株式会社」名義で締結した契約書は商号変更後も有効です。

9. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2025年12月11日に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年10月23日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

（１）基準日 2025年10月23日

（２）公告日 2025年10月8日

（３）公告方法 電子公告により当社ホームページに掲載いたします。

URL: <https://www.nanomrna.co.jp/pdf/ir/20251008.pdf>

付議予定の議案の内容、開催日時、開催場所等の詳細につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

VII. 新株予約権（行使価額修正条項付）の募集の概要

1. 募集の概要

（１） 割当日	2025年10月30日
（２） 発行新株予約権数	370,000 個
（３） 発行価額	新株予約権 1 個当たり 66 円 但し、2025 年 10 月 15 日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「5. 発行条件等の合理性（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」を参照のこと。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額（66 円）を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、新株予約権 1 個当たりの金額に本新株予約権の総数である 370,000 個を乗じた金額となります。
（４） 当該発行による潜在株式数	37,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権については、下記「（６）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日に決定しますが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 37,000,000 株です。
（５） 調達資金の額	4,470,250,000 円（注）
（６） 行使価額及び行使	当初行使価額は、121 円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所に

価額の修正条件	おける当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）、又は、条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）のいずれか高い金額とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額（以下において定義されます。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 本新株予約権の下限行使価額は66円（発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）、又は、条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）のいずれか高い金額とします。 修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券
(9) 権利行使期間	2025年10月31日（当日を含む。）～2027年11月1日
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由 ①資金調達方法の概要（本スキームの商品性）」に記載しております。 ・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 また、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は2026年3月期第1四半期末（2025年6月30日）現在で、現預金、有価証券等の手元流動性3,395百万円を確保しておりますが、2025年9月に実施した第6回転換社債型新株予約権付社債の繰上償還並びに第20回新株予約権及び第21回新株予約権の取得・消却等により当初予定していた研究開発資金の確保が困難な状況であり、また、新規ビジネスである投資事業の運営資金が必要となるため、本

資金調達は不可欠と考えております。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由

①資金調達方法の概要

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、下記「（本スキームの商品性） イ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回」欄及び「（本スキームの商品性） ウ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」欄に記載のとおり、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等には、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することができる一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること（但し、発行要項第６項に記載のとおり、調整されることがあります。）、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の 92%に相当する金額（１円未満の端数切り捨て）に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切り上げ）又は条件決定日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切り上げ）のいずれか高い額に設定されていること等により株価及び１株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

（本スキームの商品性）

ア 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

本新株予約権の行使価額は、当初 121 円（発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額（１円未満の端数切り捨て））、又は、条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 92%に相当する金額（１円未満の端数切り捨て）のいずれか高い金額ですが、上記「１．募集の概要（６）行使価額及び行使価額の修正条件」に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 92%に相当する金額（１円未満の端数切り捨て）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切り上げ）又は条件決定日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切り上げ）のいずれか高い額であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価

額は下限行使価額となります。これは、仮に、本日（発行決議日）の直前取引日の株価に基づいて下限行使価額を決定した場合、本日公表された当社の投資事業への参入及び本業務提携を受けた株価の値動き次第では、条件決定時点において、当該時点の株価と下限行使価額が当社の想定している水準から大きく乖離し、今般の資金調達の実効性が大きく損なわれる可能性があるところ、かかる事態を避けるべく、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させることが望ましいと考えたためです。

イ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権割当契約を締結する予定です。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、行使の要請（以下「行使要請」という。）をすることができます。行使要請の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って1取引日前までに書面により行使要請期間の通知を行います。1回の行使要請において、原則、対象の本新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当予定先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負います。

また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って1取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

ウ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使停止期間中に本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

エ 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。但し、2025年10月8日付の当社の取締役会において承認された、2026年4月1日を効力発生予定日とする新設分割を除く。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、法令に違反しない限り、当該請求の日から 15 取引日目の日（但し、当該請求の日から 15 取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

また、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、2027 年 10 月 1 日以降 2027 年 11 月 1 日までの期間、事前に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、法令に違反しない限り、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 5 取引日以内に当該本新株予約権を取得するものとします。

オ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

カ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使要請及びその撤回を行う権利、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利等は、譲受人に引き継がれます。

（本スキームのメリット）

ア 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 37,000,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を、発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切り上げ）又は条件決定日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切り上げ）のいずれか高い額（但し、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されるものとします。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化につ

いても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

イ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、株価の上昇局面においては行使価額も上方修正されること、また、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

ウ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

エ 資本政策の柔軟性及び資金調達の機動性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

また、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると当社が判断した場合等においては、割当予定先に対して行使要請を行うことで、割当予定先は、行使を要請された本新株予約権の個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負うことになるため、本新株予約権の行使による資金調達の促進を図ることが可能になります。

オ その他

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していない旨の口頭による報告を受けていることから、本新株予約権の行使による資金調達後も、割当予定先による議決権行使の影響を基本的には受けることなく、一貫したコーポレート・ガバナンス体制のもとで経営の意思決定を行うことが可能であると判断しております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

ア 本新株予約権割当契約において、割当予定先は、行使要請に基づく本新株予約権の行使に関する努力義務等が規定されるものの、本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額(1円未満の端数切り上げ)又は条件決定日の直前取引日の終値の50%に相当する金額(1円未満の端数切り上げ)のいずれか高い額(但し、発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定される予定であり、株価水準によっては、割当予定先による行使がなされず資金調達ができない可能性があります。

イ 本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。

- ウ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- エ 上記ア及びイのように調達額が予定額を下回る場合や、上記ウのように資金調達完了までに時間を要する場合には、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。
- オ 当社が停止指定を行う場合、当社は割当予定先に対し、行使停止期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行う必要があるため、通知から少なくとも2取引日の間は、割当予定先により、下記「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」記載の行使制限の範囲内で、本新株予約権の行使が行われる可能性があります。
- カ 本新株予約権割当契約において、当社は、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、本新株予約権が残存している場合は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券（以下「本証券」といいます。）を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、又は当該本証券の転換若しくは行使により当社が本証券を発行する場合、③当社が他の会社の株式を取得するための対価として本証券を発行する場合（当社が完全親会社となる株式交換及び当社が親会社となる株式交付を含むが、これに限られない。）、又は当該本証券の転換若しくは行使により当社が本証券を発行する場合等の一定の場合を除きます。

（他の資金調達方法との比較）

- ア 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、市場環境や当社の状況によって必要額の調達の実現可能性は不透明です。また、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- イ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられますが、調達金額が負債となるうえ、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の程度が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ウ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- エ 借入れ及び社債の発行による資金調達のみでは、調達金額が負債となり財務健全性の低下が見込まれるため、調達可能金額に限度があります。本スキームにおいては、本社債の発行により所定額の資金を適時に調達できる上に、本新株予約権の行使により払い込まれる資金によって本社債を返済することで、長期的にみて財務健全性を維持することができます。
- オ いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライ

ツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	4,501,420,000円
本新株予約権の払込金額の総額	24,420,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,477,000,000円
② 発行諸費用の概算額	31,170,000円
③ 差引手取概算額	4,470,250,000円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額（24,420,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（4,477,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の払込金額の総額の算定に用いた金額は、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の払込金額は、条件決定日に決定されます。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する行使価額（1円未満の端数切り捨て）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計4,470,250,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	充当予定時期
① 私募債（本社債）償還	2,500	2025年11月～ 2026年10月
② ファンド出資	1,970	①完了後～ 2027年10月
合計	4,470	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 私募債償還

本新株予約権の行使による調達資金については、当面は本新株予約権と同時に発行する「Ⅷ. 私募債の発行の概要」に記載の私募債（本社債）2,500百万円の償還に充当する予定です。本スキームにおいては、本社債の発行により所定額の資金を適時に調達できる上に、本新株予約権の行使により払い込まれる資金によって本社債を返済することで、長期的にみて財務健全性を維持することができます。

② ファンド出資

当社は、SBI証券及びSBI新生企業投資と本業務提携を行い投資事業に参入することを決定しており、その一環として、投資事業を行う子会社であるNano Bridge Investment株式会社（NBI）を設立し、NBIがSBI新生企業投資又は同社の関係会社と共同して設立及び運営するファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、当社が買収した企業に対する投資を行う予定です。

同ファンドによる投資先の買収は、本会社分割により、ホールディングス体制における持株会社としての役割を持つ当社（2026年4月1日付で「Nano Holdings株式会社」に商号変更予定）の自社株式を対価として買収する手法（株式交付等）により行う予定ですが、買収後の成長・企業価値向上のための研究開発資金、運営資金については、同ファンドを通じて供給する予定です。これにより、レバレッジを効かせたより大規模な投資機会を追求することができます。同ファンドには本新株予約権による調達資金1,970百万円に、同時に発行する私募債（本社債）による調達金額2,500百万円を加えた4,470百万円を約2年間で段階的に出資する予定です。

なお、年間1社～3社を買収し、年間5億円～15億円程度を同ファンドに出資することを想定しています。

また、同ファンドを通じて、本会社分割後のNANO MRNA株式会社（新設会社）及び当社子会社PrimRNAの研究開発資金にも1,000百万円程度を投融資により供給する予定です。

具体的には、当社が実施しているRNA創薬事業におけるパイプラインTUG1 ASOの現在実施中の第Ⅰa相試験完了までの資金及び次段階の第Ⅰb相試験実施の準備資金（CMC、非臨床など）に500百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）、当社子会社であるPrimRNAが豪州で実施しているRUNX1 mRNAの第1相臨床試験の完了までの開発資金に200百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）を見込んでおります。また、当社はNANO MRNA2.0と称して新たなパイプラインの拡充について取り組みを開始しており、mRNA-encoded抗体とin vivo CAR-T治療等にチャレンジし、アライアンスにより早期に開発候補の探索を開始する予定です。これらの研究開発資金に300百万円（2026年4月～2027年12月充当予定）を充当する予定です。

「Ⅲ. 当社プラットフォームの投資計画」記載のとおり、当社は、かかるスキームを通じて、外部の機関投資家や事業会社から同ファンドに投資する資金を募り、これにより、レバレッジを効かせ、当社単独で行うよりもより大規模な投資機会を追求できると考えております。なお、ファンドによる出資分の利益については、他の出資者にも原則として出資比率に応じて分配されることになります。

本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①及び②の各資金使途のうち、①から先に充当します。①完了後、②記載のファンドに出資した資金の投資先については、当社の既存事業及び新たに支配権を取得した企業の研究開発費に充当される予定です。

既存の当社の創薬事業に新規の支配下企業を加えたポートフォリオ全体の状況を踏まえ、優先順位を決定し、優先度の高いものから投融資を行うことになります。

また、実際の資金調達額が発行時における当初の予定金額に到達しなかった場合は、自己資金及び他

の資金調達による上記資金使途への充当又は資金使途の変更を行う予定です。

なお、私募債の内容につきましては、「Ⅷ. 私募債の発行の概要」をご参照ください。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、投資事業への参入及び本業務提携について公表しております。仮に投資事業への参入及び本業務提携の公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人)に依頼しました。当社は、本新株予約権発行要項及び本新株予約権割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、当該算定機関が算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の66円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価(132円)、当社普通株式のボラティリティ(40.85%)、配当率(0%)、無リスクレート(0.898%)及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についても一定の前提の下で行使可能期間にわたって、一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しております。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）又は条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）のいずれか高い額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（1円未満の端数切り捨て）に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。下限行使価額は、

発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）又は条件決定日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）のいずれか高い額となります。本新株予約権の当初行使価額及び行使価額の修正に係るディスカウント率並びに下限行使価額は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、同種の資金調達案件と比較検討し、割当予定先とも協議の上で決定したものであり、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

なお、当社監査役3名全員（全員が社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するとした取締役の判断については、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は37,000,000株（議決権数370,000個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数71,981,758株及び議決権数719,355個を分母とする希薄化率は51.40%（議決権ベースの希薄化率は51.43%（小数点以下第3位を切り捨て））に相当します。

そのため、本新株予約権の発行による希薄化率が25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当します。

しかしながら、①行使要請条項により当社の資金需要等を踏まえて当社の判断による行使要請を通じて資金調達の促進を図ることができ、②その一方で当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であること、③本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権の目的である当社普通株式数37,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約627千株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の発行は、公募増資等と比較して、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

なお、本第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない江尻隆氏（ITN法律事務所弁護士）、黒田肇氏（当社社外取締役）及び清水琢磨氏（当社社外監査役）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置しました。同委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議の上、「8. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記「Ⅱ. SBI証券及びSBI新生企業投資との業務提携（本業務提携）」をご参照ください。

なお、割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年6月27日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。当社は、当該内容を確認し、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるSBI証券のほか、上記「Ⅱ. SBI証券及びSBI新生企業投資との業務提携（本業務提携）」記載の本業務提携の提携先であるSBI新生企業投資との間で、本業務提携の実施に向けた協議を行い、かかる協議の中で、それに必要な資金調達的手段として、本新株予約権を利用した本スキーム及び私募債（本社債）の発行の提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達及び私募債（本社債）による資金調達を同時に行う方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら適時に成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い新株予約権の行使によって長期的にみて財務健全性を維持することができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて複数の実績と十分な信用力を有する顧客基盤の厚い証券会社であり、かつ、本業務提携の提携先であって、同一企業グループに属する他の提携先と併せて、継続的な関係を維持することが期待され、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を本新株予約権の割当予定先及び私募債（本社債）の引受先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により

取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2025年6月27日付で関東財務局長宛に提出した第83期有価証券報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

（６）ロックアップについて

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、本証券を発行しないことを合意する予定です。但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、又は当該本証券の転換若しくは行使により当社が本証券を発行する場合、③当社が他の会社の株式を取得するための対価として本証券を発行する場合（当社が完全親会社となる株式交換及び当社が親会社となる株式交付を含むが、これに限られない。）、又は当該本証券の転換若しくは行使により当社が本証券を発行する場合等を除きます。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日現在）		
氏名	持株数（千株）	持株比率
セントラル短資株式会社	1,635	2.27
株式会社 SBI 証券	1,027	1.43
中富 一郎	855	1.19
信越化学工業株式会社	825	1.15
ノーリツ鋼機株式会社	750	1.04
京滋建設株式会社	640	0.89
木村 健二	610	0.85
秋永 士朗	592	0.82
松村 淳	584	0.81
小倉 祐三	483	0.67

（注）1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。なお、上表には自己株式は含まれておりませんが、当社が所有している自己株式が 30,429 株あります。

2. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行による希薄化率が 25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また、迅速に本第三者割当及び本社債による資金調達を実施する必要があること、本第三者割当を行うか否かを早期に確定することが株価の安定及び本第三者割当による資金調達の実現の上で妥当であることを考慮した上、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 ヶ月程度の日数を要することを含む諸般の事情を総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしました。このため、当社は、上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2025 年 10 月 8 日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本件第三者割当の必要性及び相当性に関して以下の通り報告する。

2 理由

（1）必要性

当委員会は、NANO MRNA 株式会社（以下「当社」）が本新株予約権（行使価額修正条項付）を第三者割当により株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」）に発行することの必要性について、以下の観点から検討を行いました。

1. 投資事業への本格参入に伴う資金需要

当社は、SBI 証券及び SBI 新生企業投資株式会社（以下「SBI 新生企業投資」）との業務提携を通じ

て、未公開バイオベンチャー企業や企業部門のカーブアウトを対象とした投資事業に本格的に参入する方針を示しております。これに伴い、当社は新設子会社を通じてファンドを組成し、年間 1〜3 件の投資を行う計画を立てており、初期段階での資金需要は極めて高いと判断されます。

2. 既存事業の成長加速と研究開発資金の確保

RNA 創薬事業においては、名古屋大学との共同開発による TUG1 ASO の第 I 相試験が進行中であり、また RUNX1 mRNA についても豪州での臨床試験申請が行われております。これらの開発を継続・加速するためには、安定的かつ柔軟な資金調達が不可欠です。

3. 財務状況と従来の資金調達手段の限界

当社は 2025 年 6 月末時点で約 33 億円の流動性を確保しているものの、同年 9 月に実施した転換社債の繰上償還や既存ワラントの消却等により、研究開発資金の確保が困難な状況にあります。従来の公募増資や借入による資金調達は、財務健全性や市場環境への影響を考慮すると、柔軟性に欠ける手段であると認識することに特に問題はないと思料します。

4. 本新株予約権の設計による資金調達の確実性

本新株予約権には行使価額修正条項が付されており、株価の変動に応じて行使価額が上下する設計となっているため、株価下落局面においても一定の資金調達が可能である点は、当社の資金需要に対する柔軟な対応策として合理的であると評価されます。

5. SBI 証券及び SBI 新生企業投資との提携による戦略的意義

SBI 証券による引受、ならびに SBI 新生企業投資等とのファンド共同運営は、当社の投資事業の実効性を高めるものであり、単なる資金調達を超えた戦略的提携としての意義を有しているとの判断に特に問題はないと思料します。

以上の理由から、当委員会は、本新株予約権の発行は当社の事業戦略及び財務戦略の遂行において必要な措置であることに同意します。

(2)相当性

ア 他の資金調達手段との比較

当委員会は、当社が本新株予約権（行使価額修正条項付）を第三者割当により発行することの相当性について、他の資金調達手段との比較を通じて以下の通り検討を行いました。

① 公募増資

公募増資は一度に多額の資金調達が可能である一方、株式の即時希薄化を伴い、既存株主の利益に直接的な影響を与える可能性があります。また、市場環境や株価水準によっては、調達額の確保が困難となるリスクも存在します。現時点においては、当社の株価水準および流動性を踏まえると、安定的な資金調達手段とは言い難いとの判断に特に問題はないと思料します。

② 転換社債型新株予約権付社債（CB）

CB は負債性を伴う資金調達手段であり、財務健全性の低下を招く可能性があります。特に、転換価額が株価に連動して修正される MSCB（Moving Strike CB）の場合、転換による株式の希薄化が不確定であり、株価への影響が大きくなる傾向があります。また、割当先による転換のタイミングが当社のコントロール外となるため、資本政策の柔軟性に欠ける点も懸念することに特に問題はないと思料します。

③ 借入・社債の発行

借入や社債による資金調達は、財務レバレッジの増加を伴い、信用力や格付けへの影響が懸念されます。また、当社は、本新株予約権による資金調達と同時に、私募債（本社債）による資金調達を行うところ、特に、当社が新たに開始する投資事業においては、柔軟かつ段階的な資金供給が求められるため、

固定的な返済義務を伴う借入をさらに行うことは適切な手段とは言えないと懸念することに特に問題はないと思料します。また、当社は本新株予約権による資金調達と同時に、私募債（本社債）による資金調達を行うため、本私募債の発行により所定額の資金を適時に調達できる上に、本新株予約権の行使により払い込まれる資金によって本私募債を返済することで、長期的にみて財務健全性を維持することができます。

④ ライツ・オファリング

ライツ・オファリングは既存株主に対する公平性が高い手法であるもののコミットメント型は国内での実績が乏しく、ノンコミットメント型は当社が最近２年間に経常赤字を計上していることから、東京証券取引所の上場基準を満たさず、実施が困難な状況にあると懸念することに特に問題はないと思料します。

⑤ 本新株予約権（行使価額修正条項付）の優位性

本新株予約権は、株価の変動に応じて行使価額が修正される設計となっており、株価上昇時には調達額の増加が期待でき、株価下落時でも下限行使価額を設定することで資金調達の蓋然性を確保しています。また、当社が行使停止や取得条項等を活用することで、株式の希薄化を一定程度コントロール可能であり、資本政策の柔軟性と機動性を兼ね備えた手段であると評価することに特に問題はないと思料します。

以上の比較検討を踏まえ、当委員会は、本新株予約権の発行は他の資金調達手段と比較して、当社の財務状況、事業戦略、株主価値への配慮の観点から相当性を有する手段であると判断することに特に問題はないと思料します。

イ 割当先について

当委員会は、当社が本新株予約権（行使価額修正条項付）を第三者割当により発行するにあたり、割当先として SBI 証券を選定したことの相当性について、以下の観点から検討を行いました。

① 割当先の信用力と実績

SBI 証券は、SBI グループのトップである SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社であり、日本を代表する証券会社の一つです。同社は金融商品取引業者として登録されており、金融庁および関連自主規制機関の監督下にあります。また、過去において同種のファイナンス案件において豊富な実績を有しており、当社の資金調達ニーズに対して十分な対応力を有していると判断されます。

② 業務提携関係に基づく戦略的連携

当社は、SBI 証券及び SBI 新生企業投資との間で業務提携に関する覚書を締結し、共同で投資事業を推進する方針を示しております。SBI 証券はその中核企業であり、IPO 支援や投資先のソーシングにおいて重要な役割を担うことが期待されています。今回の新株予約権の引受は、単なる資金提供にとどまらず、当社の新規事業戦略と連動した戦略的パートナーシップの一環として位置付けられるものと理解しています。

③ 株式の希薄化への配慮

当社は、SBI 証券との間で締結する予定の割当契約において、行使数量制限、行使停止指定や取得条項の権利を保持することで、株式の希薄化を一定程度コントロール可能な設計としています。また、SBI 証券は取得した株式について長期保有の意図を有しておらず、経営への関与も予定していない旨の報告を受けており、コーポレート・ガバナンスへの影響は限定的であると判断されます。

④ 財務的な支払能力の確認

当社は、SBI 証券が提出した有価証券報告書等を通じて、同社が本新株予約権の払込および行使に必要な十分な現預金および流動資産を保有していることを確認しております。

以上の検討を踏まえ、当委員会は、SBI証券を割当先とすることは、当社の資金調達目的および事業戦略との整合性が高く、相当性を有する選定であると判断することに特に問題はないと思料します。

ウ 発行条件について

当委員会は、当社が発行する第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件について、以下の観点からその相当性を検討いたしました。

① 行使価額の修正条項の合理性

本新株予約権には、上記ア⑤の通り株価の変動に応じて行使価額が修正される条項が付されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が適用される設計となっています。これにより、株価下落時でも一定の資金調達が可能となる一方、株価上昇時には調達額の増加が期待できるため、資金調達の蓋然性と柔軟性が確保されていると評価されます。

② 下限行使価額の設定

下限行使価額は、発行決議日前日または条件決定日前日の終値の50%（1円未満切り上げ）のいずれか高い額に設定されており、過度な希薄化を防止する設計となっています。これは、東京証券取引所の指導に基づき、既存株主の利益保護を目的としたものであり、株主価値への配慮がなされていると判断できます。

③ 発行数量と希薄化の規模

本新株予約権の発行数は370,000個であり、潜在株式数は37,000,000株（1個につき100株）。これは、2025年9月30日時点の発行済株式総数71,981,758株に対して約51.40%の希薄化率に相当します。希薄化率は高水準ではあるものの、当社が下記エ②の通り行使数量制限・停止指定や取得条項を活用することで、希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計となっており、資本政策の柔軟性が確保されている点は評価に値します。

④ 払込金額の算定方法

払込金額は、発行決議日時点および条件決定日時点の市場環境を踏まえ、第三者算定機関によるモンテカルロ・シミュレーションを用いた評価額の高い方を基準として決定される予定です。この方法は、株価変動リスクを適切に織り込んだ慎重かつ合理的な算定方法であり、当社監査役全員（社外監査役を含む）も法令違反の重大な事実とは認められないと判断しております。

⑤ 株価への影響の抑制策

行使価額の修正が株価の終値に基づいて行われること、行使数量制限・停止指定や取得条項の活用などにより、株式の供給過剰による株価下落リスクを軽減する設計となっています。これにより、既存株主への影響を最小限に抑えつつ、機動的な資金調達が可能となる点は、発行条件の相当性を裏付けるものです。

以上の検討を踏まえ、当委員会は、本新株予約権の発行条件は、当社の資金調達ニーズ、株主価値への配慮、及び市場環境を総合的に勘案した合理的かつ相応な設計であると判断することに特に問題はないと思料します。

エ 希薄化について

当委員会は、本新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に伴う株式の希薄化について、以下の観点から検討を行いました。

① 希薄化の規模

本新株予約権の発行数は370,000個であり、1個につき100株の普通株式が交付される設計となっているため、潜在株式数は最大で37,000,000株となります。これは、2025年9月30日時点の当社発行済株式総数71,981,758株に対して、約51.40%の希薄化率に相当します。この希薄化率は、東京証券取

引所の定める「有価証券上場規程第 432 条」に基づく「大規模な第三者割当」に該当する水準であり、慎重な検討が求められるものです。

② 希薄化のコントロール手段

当社は、割当予定先との間で締結する新株予約権割当契約において、以下のような希薄化抑制策を講じる予定です：

行使数量制限：単一暦月中に取得される株式数が上場株式数の 10%を超える場合には、当該部分の行使を制限。

行使停止指定：当社の裁量により、一定期間の行使停止を指定可能。

取得条項：当社が必要と判断した場合、残存する新株予約権を取得することが可能。

これらの設計により、株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避し、株価への影響を抑制することが可能となっています。

③ 希薄化の経済的影響

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、発行決議日前日または条件決定日前日の終値の 50%（1 円未満切り上げ）のいずれか高い額が適用されます。これにより、株価が大幅に下落した場合でも、交付株式数が増加することなく、経済的な意味での希薄化が一定限度を超えて発生しない設計となっています。また、株価が上昇した場合には、行使価額も上昇するため、少ない株式数で必要資金を調達できる可能性があり、結果として希薄化の程度を軽減することが可能です。

④ 市場流動性との関係

当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日平均出来高は約 612,000 株であり、一定の市場流動性を有していることから、本新株予約権の発行による株式供給が市場に過度な影響を与える可能性は限定的であると判断することに特に問題はないと思料します。

以上の検討を踏まえ、当委員会は、本新株予約権の発行に伴う株式の希薄化は、その規模、設計、及びコントロール手段を総合的に勘案して合理的かつ相当な範囲に収まるものであり、株主価値への配慮がなされていると判断することに特に問題はないと思料します。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）（単位：千円）

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
売上高	202,189	135,508	108,516
営業損失（△）	△1,246,000	△864,415	△718,591
経常損失（△）	△1,104,580	△749,847	△687,546
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△1,310,976	△780,002	△835,380
1 株当たり純資産額（円）	60.61	48.39	38.59
1 株当たり配当額（円）	—	—	—
1 株当たり当期純損失（△）（円）	△18.70	△11.10	△11.85

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	71,981,758 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	0%
下限値の転換価額（行使価額）に	—	—

おける潜在株式数		
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（３）今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	71,981,758株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	37,000,000株	51.40%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	37,000,000株	51.40%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

（４）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期
始 値	260 円	241 円	183 円
高 値	285 円	259 円	223 円
安 値	164 円	166 円	136 円
終 値	240 円	185 円	144 円

② 最近６ヶ月間の状況

	2025年 ５月	６月	７月	８月	９月	10月
始 値	132 円	131 円	141 円	140 円	148 円	133 円
高 値	144 円	174 円	148 円	161 円	168 円	134 円
安 値	124 円	126 円	131 円	137 円	131 円	129 円
終 値	130 円	141 円	141 円	147 円	134 円	132 円

（注）2025年10月の株価については、2025年10月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2025年10月7日
始 値	132 円
高 値	133 円
安 値	131 円
終 値	132 円

（５）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当による第６回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2023年2月13日
調達資金の額	1,150,000,000円（本新株予約権付社債の発行に際しては第5回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されているため、同社債の差引手取額を記載しております。）
転換価額	1株につき金154円
募集時における発行済株式数	70,151,558株
割当先	THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合
当該募集による潜在株式数	7,200,754株
現時点における転換状況	0株
発行時における当初の資金使途	①mRNA 医薬品開発の推進 ②核酸医薬開発品（TUG1）の治験費用・導出活動費用 ③革新的な mRNA 製造・医薬品開発技術の獲得及びM&A
発行時における支出予定時期	①2023年2月～2025年12月 ②2023年2月～2025年12月 ③2023年9月～2025年12月
現時点における充当状況	2024年12月に一部（568百万円）を繰上償還したため、以下のとおり資金使途を変更し、充当済み ① mRNA 医薬品開発の推進（362百万円） ② TUG 1 医薬の治験・導出活動費用（220百万円） ③ 社債償還費用（568百万円）

（注）第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスとして実施されております。詳細につきましては2023年1月26日付「第三者割当により発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）及び第20回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については全て繰上償還済みです。

・ 第三者割当による第20回新株予約権の発行

割当日	2023年2月13日
発行新株予約権数	102,642個
発行価額	総額2,052,840円（本新株予約権1個につき20円）
発行時における調達予定資金の額	1,580,686,800円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：－ 本新株予約権行使による調達額：1,580,686,800円
割当先	THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	70,151,558株
当該募集による潜在株式数	7,200,754株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	0円
発行時における当初の資金使途	①mRNA 医薬品開発の推進 ②核酸医薬開発品（TUG1）の治験費用・導出活動費用 ③革新的な mRNA 製造・医薬品開発技術の獲得及びM&A
発行時における支出予定時期	①2023年2月～2025年12月 ②2023年2月～2025年12月 ③2023年9月～2025年12月
現時点における充当状況	－

（注）詳細につきましては2023年1月26日付「第三者割当により発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）及び第20回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、第三者割当による第20回新株予約権については全て消却済みです。

・ 第三者割当による第 21 回新株予約権の発行

割当日	2023 年 6 月 12 日
発行新株予約権数	47,170 個
発行価額	総額 13,679,300 円（新株予約権 1 個につき 290 円）
発行時における調達予定資金の額	1,013,683,300 円（差引手取概算額：1,003,683,300 円） （内訳） 新株予約権発行による調達額：13,679,300 円 新株予約権行使による調達額：1,000,004,000 円
割当先	株式会社 IP ガイア 23,585 個 アクセリード株式会社 23,585 個
募集時における発行済株式数	70,151,558 株
当該募集による潜在株式数	4,717,000 株
現時点における行使状況	0 株
現時点における調達した資金の額	0 円
発行時における当初の資金使途	mRNA 医薬品開発の推進 （内訳） ①mRNA 合成費用 ②薬効薬理検討費用 ③アカデミアとの共同研究費用 ④特許関連費用（出願、新規性・FTO 調査） ⑤導出活動費用
発行時における支出予定時期	2024 年 6 月～2028 年 6 月
現時点における充当状況	—

（注）詳細につきましては 2023 年 5 月 26 日付「株式会社 IP ガイア及びアクセリード株式会社との資本業務提携並びに第三者割当により発行される第 21 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、第三者割当による第 21 回新株予約権については全て消却済みです。

VIII. 私募債の発行の概要

当社は、本日開催した取締役会において、上記「VII. 新株予約権（行使価額修正条項付）の募集の概要 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途 ②ファンド出資」記載のファンドへの出資を目的として、第 1 回無担保社債（適格機関投資家限定）（以下「本社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本社債の内容

（1） 社債の名称	NANO MRNA株式会社 第 1 回無担保社債（適格機関投資家限定）
（2） 社債の総額	金25億円
（3） 各社債の金額	1 億円
（4） 利率	年2.0パーセント
（5） 償還金額	各社債の金額100円につき金100円
（6） 払込期日	令和 7 年10月 8 日
（7） 償還期日	令和 9 年10月 8 日
（8） 償還方法	① 本社債の元金は、令和 9 年10月 8 日にその総額を償還する。

	② 本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 ③ 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 ④ 当社は、払込期日（同日を含む。）から償還期日までの間の営業日において、その時点において未償還の本社債の全部又は一部を、各本社債の金額100円につき金100円の割合で繰上償還することができる。 ⑤ 行使価額修正条項の付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を令和7年10月30日までに当社が発行し株式会社SBI証券が引き受けた場合、当社は、毎月1日（初回のみ令和7年10月31日）から毎月末日までの間に当該新株予約権の行使により払い込まれた行使価額全額（1億円未満切捨て。なお切捨てた金額は翌月の行使価額に合算する。）をもって、翌月末日において、その時点において未償還の本社債の全部又は一部を各本社債の金額100円につき金100円の割合で繰上償還する。
(9) 利息支払の方法及び期限	① 本社債の利息は、払込期日から償還期日までこれをつけ、令和7年11月末日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後各月末日にその日までの1か月分を支払う。かかる利息は、当該期間につき、(4)に定める適用利率を用いて、1年を365日とする実経過日数に基づき日割計算により算出し、1円未満の金額はこれを切り捨てる。 ② 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 ③ 本社債が償還された場合、償還期日（繰上償還の場合は繰上償還日）後は本社債には利息をつけない
(10) 担保及び保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
(11) 社債管理者	本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
(12) 財務代理人	なし
(13) 振替機関	なし
(14) 総額引受人	株式会社SBI証券
(15) 手取金の使途	上記「VII. 新株予約権（行使価額修正条項付）の募集の概要 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ②ファンド出資」に記載のとおり。

IX. 今後の見通し

現時点では、2026年3月期の通期業績予想に変更はありません。

今回の調達資金を、上記「VII. 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、開示すべき事項が発生しましたら速やかにお知らせいたします。

NANO MRNA 株式会社

第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

NANO MRNA 株式会社第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 10 月 30 日

3. 割当日

2025 年 10 月 30 日

4. 払込期日

2025 年 10 月 30 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社 S B I 証券（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 37,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

370,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 66 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.66 円）とするが、2025 年 10 月 15 日（以下「条件決定日」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が金 66 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当

初、2025年10月7日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の92%に相当する金額（1円未満端数切り捨て）又は条件決定日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額（1円未満端数切り捨て）のいずれか高い額（以下「条件決定基準株価」という。）に相当する金額とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）又は条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）のいずれか高い金額（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i) 業務上の提携に関連して当社普通株式を交付する場合、(ii) 他の会社の株式を取得するための対価として当社普通株式を交付する場合、(iii) 当社の子会社による資金調達に関連して当社普通株式を交付する場合、(iv) 当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組合員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i)業務上の提携に関連して取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(ii)他の会社の株式を取得するための対価として取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(iii)当社の子会社による資金調達に関連して取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、及び(iv)当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。また、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i)業務上の提携に関連して取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(ii)他の会社の株式を取得するための対価として取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、(iii)当社の子会社による資金調達に関連して取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、及び(iv)当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組員となって運営する投資事業有限責任組合に対して当社が取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額－調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行

行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合（但し、行使された本新株予約権の行使価額の累計金額が2,500,000,000円を上回った時点以降において、(i) 業務上の提携に関連する場合、(ii) 他社の株式を取得するための対価とする場合、(iii) 当社の子会社による資金調達に関連する場合、及び(iv) 当社（又はその子会社）及び割当先（又は割当先と同一連結グループ内にある会社）が共同無限責任組合員となって運営する投資事業有限責任組合に対して交付する場合を除く。）には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月31日（当日を含む。）から2027年11月1日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年11月1日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当率、無リスクレート、当社の資金調達需要等、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

NANO MRNA 株式会社 総務部 東京都港区愛宕二丁目5番1号

20. 払込取扱場所

株式会社SBI新生銀行 本店 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上